

看護学科病院奨学金制度について

本制度は、看護学科の生徒に対して、看護師国家資格を取得するまでの5年間、本校の指定病院から貸与される教育的奨学金制度です。(鹿児島・熊本・山陽・近畿・東海・関東地区の医療機関から貸与)

1. 奨学病院（指定病院）が求める生徒

- (1) 看護師を目指す強い意志と情熱をもっている。
- (2) 心身ともに健康である。
- (3) 感謝の心を持った謙虚な人。
- (4) 学習に意欲的に取り組む。
- (5) 将来看護師として指定病院に勤務できる。

2. 貸与内容 令和元年度実績

- (1) 入学金（全額） 100,000円
- (2) 校納金（全額） 54,650円（授業料・PTA会費・生徒会費・修学旅行積立金）
- (3) 寮費またはスクールバス代
 - ①寮 費（全額） 58,000円（日曜・祝日も含み1日3食付き・管理費含む）
 - ②スクールバス代（全額） 利用区間により11,000円～15,000円※制服・教科書等については自己負担となる。

3. 貸与条件

- (1) 1の(1)～(5)を満たす生徒であること。
- (2) 入学金を完納日までに納入していること。

※ 奨学金の貸与は、4月より適用する。

※ 在学中の進路変更（退学や転学）や休学、原級留置、問題行動発覚時は、規定によりそれまで貸与された奨学金は「全額一括返済」しなければならない。

※ 申込者が、就学（看護実習を含む）や卒業後の看護師としての就労に影響を及ぼすおそれのある心身の病気に罹患している（既往歴のある）場合、または、就学中に発症した場合、本制度の適用対象外となることがある。

※ 契約にあたり親権者の同意も要する。なお、保護者以外に2名の連帯保証人を要し、その2名は独立の生計を営み、十分な保証能力を有する満20才以上満60才以下であること。また、奨学生本人の2親等以内の親族（父母、祖父母、兄弟姉妹）でないこと。離婚等で生計が別であっても、親子関係は変わりません。

4. 申込方法

入学後、奨学病院の希望地区を第1～第3希望まで申し出る。ただし、病院の指定はできない。
※詳細については、入学説明会にて説明あり。

5. 特典

専門課程修了後、看護師資格を取得し、奨学病院に4年間（寮生は5年間）勤務した場合、奨学金にかかる課税額を除き「全額、返済は免除」される。なお、この勤務期間の給与・労働条件は他の入職者となんら変わりなく、安心して勤務できる。